

公立大学法人滋賀県立大学会計規則実施規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第50号

（目的）

第1条 この規程は公立大学法人滋賀県立大学会計規則（以下「会計規則」という。）第47条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）における財務および会計事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって財務および会計事務の適正な取扱いを期することを目的とする。

（会計責任者等）

第2条 会計規則第4条第2項に規定する会計責任者等が主に所掌する事務は次のとおりとする。

- (1) 予算決算責任者 予算、資金の管理および決算に関すること
- (2) 契約責任者 法人の収入および支出ならびに契約に関すること
- (3) 出納責任者 現金および有価証券の出納および保管に関すること
- (4) 財産管理責任者 会計規則第35条に規定する資産の管理に関すること

2 理事長は、会計規則第6条第3項の規定により、会計処理の重要度に応じて別表第1に定める職員に会計責任者等の事務の一部を処理させるものとする。

（事務の引継ぎ）

第3条 会計規則第4条第1項に規定する会計責任者等が交代するときは、前任者は速やかに後任者に事務の引継ぎを行うものとする。

2 前項の事務を引継ぎを行う場合には、引き継ぐべき帳簿および関係書類の名称、数量、引継日その他必要な事項を記載した引継書を作成するものとする。ただし、前任者に事故があつて引継書の作成ができないときは、この限りではない。

（勘定科目）

第4条 会計規則第5条に規定する勘定科目は、別表第2のとおりとする。

（帳簿の種類）

第5条 会計規則第6条に規定する帳簿の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主要簿

- ア 総勘定元帳
- イ 合計残高試算表
- ウ 予算差引簿

(2) 補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 預金出納帳
- ウ 固定資産台帳
- エ 小口現金出納帳
- オ その他必要と認められる勘定の内訳簿

（伝票の種類および作成）

第6条 会計規則第6条に規定する伝票は、振替伝票（様式第1号）とする。

2 前項の伝票は、その事実を証明する適正な関係書類に基づき、作成しなければならない。

(伝票の証拠書類)

第7条 伝票の証拠書類は、次に掲げるものまたはこれらに類するものとする。

- (1) 契約関係書類
- (2) 納品書
- (3) 請求書
- (4) 収納関係書類

(帳簿等の保存期間)

第8条 帳簿、伝票および会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条に規定する財務諸表等 永年
- (2) 帳簿 10年
- (3) 伝票および証拠書類 7年
- (4) その他会計関係書類 7年

(預金口座の開設等)

第9条 出納責任者は、金融機関等に預金口座の開設または廃止をしようとする場合は、理事長の承認を受けて、その手続を行わなければならない。

2 預金口座の開設は、理事長の名義をもって行わなければならない。ただし、業務上必要と認められる場合は、理事長の承認を得て、出納責任者の名義をもって行うことができる。

(手許現金)

第10条 会計規則第15条ただし書きに規定する業務上必要な場合で手許に保有できる現金は、次のとおりとする。

- (1) 旅費および常用雑費その他の経費で常時小口の現金払いを必要とする場合の小口現金
- (2) 窓口収納業務において、釣り銭を必要とする場合の釣り銭資金

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(収納)

第11条 この規程において「収納」とは、大学の教育研究活動等によって得られる納付金、手数料、寄附金および補助金のほか法人が認めた経費の金銭による収納をいう。

2 現金収納に係る事務を処理するため、出納責任者は、職員のうちから必要な現金取扱員を指定するものとする。

3 出納責任者は、現金取扱員が現金収納したものについては、現金収納の日またはその翌日（当該翌日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日または1月2日、同月3日もしくは12月29日から12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。）に、金融機関等に預け入れなければならない。ただし、収納金額が50万円に達するまでは、原則として7日分までの金額を取りまとめて預け入れることができる。

(請求書の発行)

第12条 契約責任者は、債務者に対して債務の履行を請求しようとするときは、書面（以下「請求書」という。）によるものとする。

2 理事長が業務上特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず他の方法により請求することができる。

- 3 請求書に記載する履行期限は、契約書その他規程等により別に定める場合を除き、請求書を発行した日から30日以内の任意の日とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、相当の日数を加算した日とすることができる。

(収納金銭の照合)

第13条 金銭の収納に当たっては、法人の規程等で定めた料金または証拠書類の金額と収納金額を照合しなければならない。

(領収書等の発行)

第14条 出納責任者または出納責任者から指名を受けた現金取扱員が、規則第18条に基づき、領収書を発行する場合は、法人が定める領収書(様式第2号)を使用しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出納責任者が特に必要と認めた場合には、前項以外の領収書用紙を使用することができる。

- 3 領収書を発行するときは、出納責任者の領収印を押印しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、規則第18条第2項の規定に基づき交付された記録紙には、領収した金額、領収年月日および収納の内容を記載する。

(領収書用紙の管理)

第15条 法人における領収書用紙は、出納責任者が連続番号を付して管理を行うものとする。

- 2 出納責任者は、領収書用紙を受払簿により管理するとともに未使用の領収書用紙については厳重に保管するものとする。

(支払)

第16条 この規程において「支払」とは、大学の教育研究活動等のために必要な人件費、教育研究経費および管理経費の支出のほか法人が認めた経費の金銭による支払をいう。

(支払期日)

第17条 支払は、次に掲げるものを除き、原則として債務を計上した日の属する月の末日をもって締め切り、その翌月末までに行うものとする。

- (1) 給与(賃金を含む。)
- (2) 旅費および謝金
- (3) 支払期限のある公共料金、外国送金等
- (4) 契約において定めのあるもの
- (5) 出納責任者が支払うことがやむを得ないと認めたもの

(預り金等の取扱い)

第18条 出納責任者は、法人の収入とならない金銭を受け取った場合には、速やかに預り金として計上しなければならない。ただし、法人運營業務と関係のない金銭は、受け取ってはならない。

- 2 出納責任者は、法人の運營業務に関して必要であって、法人の支出とはならない金銭を支払う必要がある場合は、立替金として処理しなければならない。

- 3 立替金として処理した経費は、速やかに法人の会計に戻入れなければならない。

(前払い)

第19条 出納責任者は、会計規則第23条の規定により、経費の性質上必要があるときは、次の各号

に掲げる経費について、前払いをすることができる。

- (1) 官公署またはこれに準ずる機関に対して支払う経費
- (2) 外国から購入する物品の代価（購入契約に物品を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）
- (3) 定期刊行物の代価および日本放送協会に支払う受信料
- (4) 土地および家屋の借料
- (5) 保険料
- (6) 外国で研究または調査に従事する者に支給する経費
- (7) 委託費
- (8) 理事長が特に必要と認める経費

（仮払い）

第20条 会計規則第24条に規定する仮払いができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 官公署またはこれに準ずる機関に対して仮払いが必要な経費
- (2) 旅費
- (3) 理事長が特に必要と認めた経費

2 仮払金は、その債務の額が確定した後速やかに精算しなければならない。

（立替払い）

第21条 会計規則第24条に規定する業務上やむを得ない場合において、法人の役職員が立替払いをすることができる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 学会参加負担金
- (2) その他業務遂行上、真にやむを得ない場合であつて、出納責任者が定める金額未満のもの

2 前項により立替払いをするときは、あらかじめ出納責任者の承認を受けるものとする。

3 第1項の規定により立て替えた経費は、速やかに出納責任者に請求を行わなければならない。

4 出納責任者は、前項の請求を受けた場合において、当該支払の内容が法人の負担すべき経費でないとして判断した場合は、当該経費について支払いをしてはならない。

（返納金の戻入）

第22条 支払済みとなった支払金に係る返納金は、その支払った予算に戻入ることができる。ただし、その返納金が前事業年度以前の支払に係るものである場合には、戻入れた事業年度の収入として受け入れるものとする。

2 第1項に規定する返納金の戻入は、振替伝票により行うものとする。

（残高照合）

第23条 現金現在高については、原則として、毎日出納が終了したときに、現金の手元有高と現金出納簿の残高とを照合しなければならない。

2 預金現在高については、原則として、月末および必要があるときに、銀行預金等の実在高と預金出納簿の残高とを照合しなければならない。なお、毎事業年度末および必要があるときは、銀行等から預金残高証明書を徴し、預金出納簿と照合しなければならない。

（月次決算報告）

第24条 会計規則第40条に規定する書類は、月次報告書および次の書類とする。

- (1) 合計残高試算表

(2) 予算差引簿

2 前項の書類は、原則として翌月の20日までに理事長に提出しなければならない。

(弁償額)

第25条 会計規則第46条第1項に規定する弁償額は、現金等の亡失等にあつては当該現金または有価証券の額とし、それ以外の場合にあつては、業務の責任により生じた額とする。

(雑則)

第26条 この規程のほか、会計事務の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年12月20日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年6月16日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（会計規則第4条第3項関係）

会計責任者等の事務を処理する職員

会計責任者等	事務を担当する職員	処理する事務の範囲
予算決算責任者	財務課長	・ 予算の配分に関すること。 ・ 予算の振替および流用に関すること。（同一目的間の振替および流用に限る。） ・ 月次決算に関すること。
契約責任者	事務局次長	・ 予定価格が1,000万円以上5,000万円未満の物品等購入契約に関すること。
	財務課長	・ 予定価格が1,000万円未満の物品等購入契約に関すること。（図書の購入契約を除く。） ・ 収入契約に関すること。 ・ 債権保全に関すること。（軽易なものに限る。）
	経営企画課長	・ 予定価格が1,000万円未満の図書購入契約に関すること。
出納責任者	出納責任者が指定する職員 （現金取扱員）	・ 現金収納に関すること。
財産管理責任者	財務課長	・ 不動産、物品および借受不動産の管理に関すること。 ・ 不動産および物品の貸付および借入に関すること。 ・ 物品の使用、譲渡および除却に関すること。 ・ たな卸資産の管理、使用および評価に関すること。
	経営企画課長	・ 図書の受入、除却に関すること。 ・ 図書の記録管理に関すること。

別表第2（会計規則第5条関係）

滋賀県立大学勘定科目表（貸借対照表科目）

大区分	区分等	表示科目	会計処理科目
資産の部	有形固定資産	土地	土地
		土地減損損失累計額	土地減損損失累計額
		建物	建物
			建物附属設備
			建物（損益外）
			建物附属設備（損益外）
		建物減価償却累計額	建物減価償却累計額
			建物附属設備減価償却累計額
			建物減価償却累計額（損益外）
			建物附属設備減価償却累計額（損益外）
		建物減損損失累計額	建物減損損失累計額
			建物附属設備減損損失累計額
			建物減損損失累計額（損益外）
			建物附属設備減損損失累計額（損益外）
		構築物	構築物
			構築物（損益外）
		構築物減価償却累計額	構築物減価償却累計額
			構築物減価償却累計額（損益外）
		構築物減損損失累計額	構築物減損損失累計額
			構築物減損損失累計額（損益外）
		機械装置	機械装置
			機械装置（損益外）
		機械装置減価償却累計額	機械装置減価償却累計額
			機械装置減価償却累計額（損益外）
		機械装置減損損失累計額	機械装置減損損失累計額
			機械装置減損損失累計額（損益外）
		工具器具備品	工具器具備品
			工具器具備品（損益外）
		工具器具備品減価償却累計額	工具器具備品減価償却累計額
			工具器具備品減価償却累計額（損益外）
		工具器具備品減損損失累計額	工具器具備品減損損失累計額
			工具器具備品減損損失累計額（損益外）
		図書	図書
		美術品・收藏品	美術品
			收藏品
		船舶	船舶
			船舶（損益外）
		船舶減価償却累計額	船舶減価償却累計額
			船舶減価償却累計額（損益外）
		船舶減損損失累計額	船舶減損損失累計額
			船舶減損損失累計額（損益外）
		車両運搬具	車両運搬具
			車両運搬具（損益外）
		車両運搬具減価償却累計額	車両運搬具減価償却累計額
			車両運搬具減価償却累計額（損益外）
		車両運搬具減損損失累計額	車両運搬具減損損失累計額
			車両運搬具減損損失累計額（損益外）

			外)
		建設仮勘定	建設仮勘定
		建設仮勘定減損損失累計額	建設仮勘定減損損失累計額
		その他有形固定資産	その他有形固定資産
			生物
		その他有形固定資産減価償却累計額	その他有形固定資産減価償却累計額
			生物減価償却累計額
		その他有形固定資産減損損失累計額	その他有形固定資産減損損失累計額
			生物減損損失累計額
	無形固定資産	特許権	特許権
		借地権	借地権
		商標権	商標権
		実用新案権	実用新案権
		意匠権	意匠権
		鉱業権	鉱業権
		漁業権	漁業権
		ソフトウェア	ソフトウェア
		その他無形固定資産	著作権
			電話加入権
			電話通信施設利用権
			電気ガス供給施設利用権
			水道施設利用権
			その他の無形固定資産
	投資その他の資産	投資有価証券	投資有価証券
		関係会社株式	関係会社株式
		その他の関係会社有価証券	その他の関係会社有価証券
		出資金	出資金
		長期貸付金	長期貸付金
			長期貸付金貸倒引当金
		関係法人長期貸付金	関係法人長期貸付金
			関係法人長期貸付金貸倒引当金
		破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債券	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債券
			破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権貸倒引当金
		長期前払費用	長期前払費用
		未収財源借置予定額	未収財源借置予定額
		その他の投資その他の資産	長期性預金
			敷金保証金
			その他投資その他の資産
	流動資産	現金及び預金	現金
			小口現金
			滋賀・総合資金管理口座
			滋賀・現金取引用口座
			滋賀・学納金収入口座
			滋賀・その他収入口座
			滋賀・口座引落口座
			三菱東京Ｕ・支払元口座
			三菱東京Ｕ・学納金収入口座
			三菱東京Ｕ・その他収入口座
			滋賀・科研費口座（文科省・学振）
			滋賀・科研費口座（分担金）

			滋賀・厚労科研費口座
			滋賀・現代G P 口座
			滋賀・琵琶湖塾口座
			滋賀・学術文化基金口座
			滋賀・工学振興基金口座
			郵便貯金
			通知預金
			定期預金
			別段預金
			金銭信託
			その他預金
		未収学生納付金収入	未収学生納付金収入
		未収学生納付金収入徴収不能引当金	未収学生納付金収入徴収不能引当金
		その他未収入金	その他未収入金
			未収消費税等
			その他未収入金徴収不能引当金
		受取手形	受取手形
		貸倒引当金	貸倒引当金
		有価証券	有価証券
		たな卸資産	商品
			製品、副産物及び作業くず
			半製品
			原料及び材料
			仕掛品
			貯蔵品
		前渡金	前渡金
		前払費用	前払費用
		未収収益	未収収益
		その他の流動資産	立替金
			立替金（科研費人件費）
			旅費仮払金
			その他の仮払金
			短期貸付金
			関係法人長期貸付金
			未収不用財産処分収入
			その他未収金
			その他流動資産
負債の部	固定負債	資産見返運営費交付金等	資産見返運営費交付金等
		資産見返補助金等	資産見返補助金等
		資産見返寄附金	資産見返寄附金
		資産見返施設費	資産見返施設費
		資産見返物品受贈額	資産見返物品受贈額
		建設仮勘定見返運営費交付金等	建設仮勘定見返運営費交付金等
		建設仮勘定見返補助金等	建設仮勘定見返補助金等
		建設仮勘定見返寄附金	建設仮勘定見返寄附金
		建設仮勘定見返施設費	建設仮勘定見返施設費
		建設仮勘定見返物品受贈額	建設仮勘定見返物品受贈額
		長期寄附金債務	長期寄附金債務
		長期前受受託研究費等	長期前受受託研究費等
		長期前受受託事業費等	長期前受受託事業費等
		長期借入金	長期借入金
		引当金	退職給付引当金
			役員退職給付引当金

			追加退職給付引当金
			保証債務損失引当金
			特別修繕引当金
		環境安全対策引当金	環境安全対策引当金
			その他引当金（固定負債）
		資産除去債務	資産除去債務（固定負債）
		長期未払金	長期未払金
			長期リース債務
		その他の固定負債	その他の固定負債
		長期預り補助金等	長期預り補助金等
	流動負債	運営費交付金債務	運営費交付金債務
		授業料債務	授業料債務
		預り施設費	預り施設費
		預り補助金等	預り補助金等
		寄附金債務	寄附金債務
		前受受託研究費等	前受受託研究費等
		前受受託事業費等	前受受託事業費等
		前受金	前受金
		預り金	預り研究費補助金等
			預り所得税
			預り住民税
			預り地方職員共済組合費
			預り公立学校共済組合
			預り労働保険料
			預り社会保険料
			預り互助会等
			預り財形貯蓄
			その他給与関係預り金
			預り文献複写料
			その他預り金
		短期借入金	短期借入金
		一年以内返済予定長期借入金	一年以内返済予定長期借入金
		未払金	未払金
			リース債務
		前受収益	前受収益
		未払費用	未払費用
		未払消費税等	未払消費税等
		その他流動負債	仮受金
			その他流動負債
		引当金	賞与引当金
			修繕引当金
			その他引当金（流動負債）
		資産除去債務	資産除去債務（流動負債）
純資産の部	資本金	県出資金	県出資金
		その他地方公共団体出資金	その他地方公共団体出資金
	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金－施設費
			資本剰余金－運営費交付金
			資本剰余金－授業料
			資本剰余金－補助金等
			資本剰余金－寄附金等
			資本剰余金－目的積立金
			資本剰余金－その他
			資本剰余金－施設費：手
			資本剰余金－運営費交付金：手
			資本剰余金－授業料：手

			資本剰余金－補助金等：手
			資本剰余金－寄附金等：手
			資本剰余金－目的積立金：手
			資本剰余金－その他：手
		損益外減価償却累計額	損益外減価償却累計額
		損益外減損損失累計額	損益外減損損失累計額
	利益剰余金	前中期目標期間繰越積立金	前中期目標期間繰越積立金
	(繰越欠損金)	目的積立金	中期計画目的積立金
		積立金	積立金
		当期末処分利益（または当期総損失）	当期末処分利益（または当期総損失）
	その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金

滋賀県立大学勘定科目表（損益計算書科目）

区分等	表示科目	会計処理科目	補助科目
教育経費	消耗品費	消耗品費	教-消耗品費
	備品費	管理物品費	教-管理物品費
	印刷製本費	印刷製本費	教-印刷製本費
	水道光熱費	水道光熱費	教-電気料
			教-上下水道料
			教-ガス料
			教-重油料
			教-その他光熱費
	旅費交通費	旅費交通費	教-国内旅費
			教-海外旅費
			教-赴任旅費
			教-講師等旅費
			教-外国人教師等招聘帰国旅費
			教-院生等旅費
			教-交通費
			教-その他の旅費交通費
	通信運搬費	通信運搬費	教-電話料
			教-郵便料
			教-宅配便料
			教-専用回線使用料
			教-その他の通信運搬費
	賃借料	賃借料	教-土地賃借料
			教-建物賃借料
			教-電子計算機借料
			教-車両借料
			教-複写機等借料
			教-システム等借料
			教-支払リース料
			教-その他賃借料
	車両燃料費	車両燃料費	教-車両燃料費
	福利厚生費	福利厚生費	教-福利厚生費
	保守費	保守費	教-保守費
	修繕費	修繕費	教-修繕費
	損害保険料	損害保険料	教-損害保険料
	広告宣伝費	広告宣伝費	教-広告宣伝費
	行事等	行事費	教-入学式
			教-学位記授与式
			教-その他の行事
	諸会費	諸会費	教-諸会費
	会議費	会議費	教-会議費

	報酬・委託・手数料	報酬・委託・手数料	教-報酬謝金費
			教-支払手数料
			教-派遣職員
			教-業務委託費
			教-翻訳・校正費
			教-論文掲載費
			教-臨時雇用職員賃金
			教-臨時雇用職員法定福利費
			教-その他の報酬・委託・手数料
	奨学費	奨学費	教-奨学費
	減価償却費	減価償却費	教-建物減価償却費
			教-建物附属設備減価償却費
			教-構築物設備減価償却費
			教-機械装置減価償却費
			教-工具器具備品減価償却費
			教-車両運搬具減価償却費
			教-その他の有形固定資産減価償却費
			教-無形固定資産減価償却費
			教-船舶減価償却費
			教-生物減価償却費
	貸倒損失	貸倒損失	教-貸倒損失
	徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額	教-未収学生納付金収入徴収不能引当金繰入額
	交際費	交際費	教-交際費
	租税公課	租税公課	教-消費税
			教-固定資産税
			教-その他の租税公課
	文献複写料	文献複写料	教-文献複写料
	雑費	雑役務費	教-雑役務費
		その他雑費	教-その他雑費
研究経費	消耗品費	消耗品費	研-消耗品費
	備品費	管理物品費	研-管理物品費
	印刷製本費	印刷製本費	研-印刷製本費
	水道光熱費	水道光熱費	研-電気料
			研-上下水道料
			研-ガス料
			研-重油料
			研-その他光熱費
	旅費交通費	旅費交通費	研-国内旅費
			研-海外旅費
			研-赴任旅費
			研-講師等旅費
			研-外国人教師等招聘帰国旅費
			研-院生等旅費
			研-交通費
			研-その他の旅費交通費
	通信運搬費	通信運搬費	研-電話料
			研-郵便料
			研-宅配便料
			研-専用回線使用料
			研-その他の通信運搬費
	賃借料	賃借料	研-土地賃借料
			研-建物賃借料
			研-電子計算機借料
			研-車両借料

			研-複写機等借料
			研-システム等借料
			研-支払リース料
			研-その他賃借料
	車両燃料費	車両燃料費	研-車両燃料費
	福利厚生費	福利厚生費	研-福利厚生費
	保守費	保守費	研-保守費
	修繕費	修繕費	研-修繕費
	損害保険料	損害保険料	研-損害保険料
	広告宣伝費	広告宣伝費	研-広告宣伝費
	行事等	行事費	研-行事費
	諸会費	諸会費	研-諸会費
	会議費	会議費等	研-会議費
	報酬・委託・手数料	報酬・委託・手数料	研-報酬謝金費
			研-支払手数料
			研-派遣職員
			研-業務委託費
			研-翻訳・校正費
			研-論文掲載費
			研-臨時雇用職員賃金
			研-臨時雇用職員法定福利費
			研-その他の報酬・委託・手数料
	減価償却費	減価償却費	研-建物減価償却費
			研-建物附属設備減価償却費
			研-構築物設備減価償却費
			研-機械装置減価償却費
			研-工具器具備品減価償却費
			研-車両運搬具減価償却費
			研-その他の有形固定資産減価償却費
			研-無形固定資産減価償却費
			研-船舶減価償却費
			研-生物減価償却費
	貸倒損失	貸倒損失	研-貸倒損失
	徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額	研-徴収不能引当金繰入額
	交際費	交際費	研-交際費
	租税公課	租税公課	研-消費税
			研-固定資産税
			研-その他の租税公課
	文献複写料	文献複写料	研-文献複写料
	雑費	雑益務費	研-雑益務費
		その他雑費	研-その他雑費
教育研究支援経費	消耗品費	消耗品費	支-消耗品費
	備品費	管理物品費	支-管理物品費
	印刷製本費	印刷製本費	支-印刷製本費
	水道光熱費	水道光熱費	支-電気料
			支-上下水道料
			支-ガス料
			支-重油料
			支-その他光熱費
	旅費交通費	旅費交通費	支-国内旅費
			支-海外旅費
			支-赴任旅費
			支-講師等旅費
			支-外国人教師等招聘帰国旅費
			支-院生等旅費

			支-交通費
			支-その他の旅費交通費
	通信運搬費	通信運搬費	支-電話料
			支-郵便料
			支-宅配便料
			支-専用回線使用料
			支-その他の通信運搬費
	賃借料	賃借料	支-土地賃借料
			支-建物賃借料
			支-電子計算機借料
			支-車両借料
			支-複写機等借料
			支-システム等借料
			支-支払リース料
			支-その他賃借料
	車両燃料費	車両燃料費	支-車両燃料費
	福利厚生費	福利厚生費	支-福利厚生費
	保守費	保守費	支-保守費
	修繕費	修繕費	支-修繕費
	損害保険料	損害保険料	支-損害保険料
	広告宣伝費	広告宣伝費	支-広告宣伝費
	行事等	行事費	支-行事費
	諸会費	諸会費	支-諸会費
	会議費	会議費等	支-会議費
	報酬・委託・手数料	報酬・委託・手数料	支-報酬謝金費
			支-支払手数料
			支-派遣職員
			支-業務委託費
			支-翻訳・校正費
			支-論文掲載費
			支-臨時雇用職員賃金
			支-臨時雇用職員法定福利費
			支-その他の報酬・委託・手数料
	減価償却費	減価償却費	支-建物減価償却費
			支-建物附属設備減価償却費
			支-構築物設備減価償却費
			支-機械装置減価償却費
			支-工具器具備品減価償却費
			支-車両運搬具減価償却費
			支-その他の有形固定資産減価償却費
			支-無形固定資産減価償却費
			支-船舶減価償却費
			支-生物減価償却費
	貸倒損失	貸倒損失	支-貸倒損失
	徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額	支-徴収不能引当金繰入額
	交際費	交際費	支-交際費
	租税公課	租税公課	支-消費税
			支-固定資産税
			支-その他の租税公課
	文献複写料	文献複写料	支-文献複写料
	雑費	雑役務費	支-雑役務費
		その他雑費	支-その他雑費
受託研究費等	受託研究費	消耗品費	受研-消耗品費

		管理物品費	受研-管理物品費
		印刷製本費	受研-印刷製本費
		光熱水費	受研-電気料
			受研-上下水道料
			受研-ガス料
			受研-重油料
			受研-その他光熱費
		旅費交通費	受研-国内旅費
			受研-海外旅費
			受研-赴任旅費
			受研-講師等旅費
			受研-外国人教師等招聘帰国旅費
			受研-院生等旅費
			受研-交通費
			受研-その他の旅費交通費
		通信運搬費	受研-電話料
			受研-郵便料
			受研-宅配便料
			受研-専用回線使用料
			受研-その他の通信運搬費
		賃借料	受研-土地賃借料
			受研-建物賃借料
			受研-電子計算機借料
			受研-車両借料
			受研-複写機等借料
			受研-システム等借料
			受研-支払リース料
			受研-その他賃借料
		車両燃料費	受研-車両燃料費
		福利厚生費	受研-福利厚生費
		保守費	受研-保守費
		修繕費	受研-修繕費
		損害保険料	受研-損害保険料
		広告宣伝費	受研-広告宣伝費
		行事費	受研-行事費
		諸会費	受研-諸会費
		会議費等	受研-会議費
		報酬・委託・手数料	受研-報酬謝金費
			受研-支払手数料
			受研-派遣職員
			受研-業務委託費
			受研-翻訳・校正費
			受研-論文掲載費
			受研-臨時雇用職員賃金
			受研-臨時雇用職員法定福利費
			受研-その他の報酬・委託・手数料
		減価償却費	受研-建物減価償却費
			受研-建物附属設備減価償却費
			受研-構築物設備減価償却費
			受研-機械装置減価償却費
			受研-工具器具備品減価償却費
			受研-車両運搬具減価償却費
			受研-その他の有形固定資産減価償却費
			受研-無形固定資産減価償却費
			受研-船舶減価償却費

			受研-生物減価償却費
		貸倒損失	受研-貸倒損失
		徴収不能引当金繰入額	受研-徴収不能引当金繰入額
		交際費	受研-交際費
		租税公課	受研-消費税
			受研-固定資産税
			受研-その他の租税公課
		文献複写料	受研-文献複写料
		雑費	受研-雑役務費
			受研-その他雑費
		給料	受研-給料
			受研-通勤手当
			受研-その他手当
		賞与	受研-賞与
		賞与引当繰入金	受研-賞与引当繰入金
		退職給付費用	受研-退職金
			受研-退職給付引当金繰入額
		法定福利費	受研-法定福利費
受託事業費等	受託事業費	消耗品費	受事-消耗品費
		管理物品費	受事-管理物品費
		印刷製本費	受事-印刷製本費
		光熱水費	受事-電気料
			受事-上下水道料
			受事-ガス料
			受事-重油料
			受事-その他光熱費
		旅費交通費	受事-国内旅費
			受事-海外旅費
			受事-赴任旅費
			受事-講師等旅費
			受事-外国人教師等招聘帰国旅費
			受事-院生等旅費
			受事-交通費
			受事-その他の旅費交通費
		通信運搬費	受事-電話料
			受事-郵便料
			受事-宅配便料
			受事-専用回線使用料
			受事-その他の通信運搬費
		賃借料	受事-土地賃借料
			受事-建物賃借料
			受事-電子計算機借料
			受事-車両借料
			受事-複写機等借料
			受事-システム等借料
			受事-支払リース料
			受事-その他賃借料
		車両燃料費	受事-車両燃料費
		福利厚生費	受事-福利厚生費
		保守費	受事-保守費
		修繕費	受事-修繕費
		損害保険料	受事-損害保険料
		広告宣伝費	受事-広告宣伝費
		行事費	受事-行事費
		諸会費	受事-諸会費

		会議費等	受事-会議費
		報酬・委託・手数料	受事-報酬謝金費
			受事-支払手数料
			受事-派遣職員
			受事-業務委託費
			受事-翻訳・校正費
			受事-論文掲載費
			受事-臨時雇用職員賃金
			受事-臨時雇用職員法定福利費
			受事-その他の報酬・委託・手数料
		減価償却費	受事-建物減価償却費
			受事-建物附属設備減価償却費
			受事-構築物設備減価償却費
			受事-機械装置減価償却費
			受事-工具器具備品減価償却費
			受事-車両運搬具減価償却費
			受事-その他の有形固定資産減価償却費
			受事-無形固定資産減価償却費
			受事-船舶減価償却費
			受事-生物減価償却費
		貸倒損失	受事-貸倒損失
		徴収不能引当金繰入額	受事-徴収不能引当金繰入額
		交際費	受事-交際費
		租税公課	受事-消費税
			受事-固定資産税
			受事-その他の租税公課
		文献複写料	受事-文献複写料
		雑費	受事-雑役務費
			受事-その他雑費
		給料	受事-給料
			受事-通勤手当
			受事-その他手当
		賞与	受事-賞与
		賞与引当金繰入金	受事-賞与引当金繰入金
		退職給付費用	受事-退職金
			受事-退職給付引当金繰入額
		法定福利費	受事-法定福利費
役員人件費	役員人件費	報酬	役員-報酬
			役員-通勤手当
			役員-その他手当
		賞与	役員-賞与
		賞与引当金繰入額	役員-賞与引当金繰入額
		退職給付費用	役員-退職金
			役員-退職給付引当金繰入額
		法定福利費	役員-法定福利費
教員人件費	常勤教員給与	給料	常勤教員-給料
			常勤教員-通勤手当
			常勤教員-その他手当
		賞与	常勤教員-賞与
		賞与引当金繰入額	常勤教員-賞与引当金繰入額
		退職給付費用	常勤教員-退職金
			常勤教員-退職給付引当金繰入額
		法定福利費	常勤教員-法定福利費
	非常勤教員給与	給料	非常勤教員-給料
		出講旅費	非常勤教員-出講旅費

		法定福利費	非常勤教員-法定福利費
職員人件費	常勤職員給与	給料	常勤職員-給料
			常勤職員-通勤手当
			常勤職員-その他手当
		賞与	常勤職員-賞与
		賞与引当金繰入額	常勤職員-賞与引当金繰入額
		退職給付費用	常勤職員-退職金
			常勤職員-退職給付引当金繰入額
		法定福利費	常勤職員-法定福利費
	契約職員給与	給料	契約職員-給料
			契約職員-通勤手当
			契約職員-その他手当
		賞与	契約職員-賞与
		賞与引当金繰入額	契約職員-賞与引当金繰入額
		退職給付費用	契約職員-退職金
			契約職員-退職給付引当金繰入額
		法定福利費	契約職員-法定福利費
一般管理費	消耗品費	消耗品費	管-消耗品費
	備品費	管理物品費	管-管理物品費
	印刷製本費	印刷製本費	管-印刷製本費
	水道光熱費	水道光熱費	管-電気料
			管-上下水道料
			管-ガス料
			管-重油料
			管-その他光熱費
	旅費交通費	旅費交通費	管-国内旅費
			管-海外旅費
			管-赴任旅費
			管-講師等旅費
			管-外国人教師等招聘帰国旅費
			管-院生等旅費
			管-交通費
			管-その他の旅費交通費
	通信運搬費	通信運搬費	管-電話料
			管-郵便料
			管-宅配便料
			管-専用回線使用料
			管-その他の通信運搬費
	賃借料	賃借料	管-土地賃借料
			管-建物賃借料
			管-電子計算機借料
			管-車両借料
			管-複写機等借料
			管-システム等借料
			管-支払リース料
			管-その他賃借料
	車両燃料費	車両燃料費	管-車両燃料費
	福利厚生費	福利厚生費	管-福利厚生費
	保守費	保守費	管-保守費
	修繕費	修繕費	管-修繕費
	損害保険料	損害保険料	管-損害保険料
	広告宣伝費	広告宣伝費	管-広告宣伝費
	行事等	行事費	管-行事費
	諸会費	諸会費	管-諸会費
	会議費	会議費等	管-役員会費

			管-経営協議会費
			管-教育研究評議会費
			管-その他の会議費
	報酬・委託・手数料	報酬・委託・手数料	管-報酬謝金費
			管-支払手数料
			管-派遣職員
			管-業務委託費
			管-翻訳・校正費
			管-論文掲載費
			管-臨時雇用職員賃金
			管-臨時雇用職員法定福利費
			管-その他の報酬・委託・手数料
	減価償却費	減価償却費	管-建物減価償却費
			管-建物附属設備減価償却費
			管-構築物設備減価償却費
			管-機械装置減価償却費
			管-工具器具備品減価償却費
			管-車両運搬具減価償却費
			管-その他の有形固定資産減価償却費
			管-無形固定資産減価償却費
			管-船舶減価償却費
			管-生物減価償却費
	貸倒損失	貸倒損失	管-貸倒損失
	徴収不能引当金繰入額	徴収不能金繰入額	管-徴収不能金繰入額
	交際費	交際費	管-交際費
	租税公課	租税公課	管-消費税
			管-固定資産税
			管-その他の租税公課
	文献複写料	文献複写料	管-文献複写料
	環境安全対策引当金繰入額	環境安全対策引当金繰入額	管-環境安全対策引当金繰入額
	雑費	雑役務費	管-雑役務費
		その他雑費	管-その他雑費
財務費用	支払利息	支払利息	借入金利息
			ファイナンスリース利息
	有価証券売却損	有価証券運用損	有価証券運用損
	有価証券評価損	関係会社株式評価損	関係会社株式評価損
		その他の関係会社有価証券評価損	その他の関係会社有価証券評価損
	為替差損	為替差損	為替差損
	その他の財務費用	その他の財務損失	その他の財務損失
雑損	雑損	雑損	承継消耗品
			現金過不足
			その他の雑損
運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益
授業料収益	授業料収益	授業料収益	授業料収益
		講習料収益	講習料収益
入学金収益	入学金収益	入学金収益	入学金収益
検定料収益	検定料収益	検定料収益	検定料収益
受託研究等収益	受託研究等収益	受託研究等収益	受託研究等収益
受託事業等収益	受託事業等収益	受託事業等収益	受託事業収益
寄附金収益	寄附金収益	寄附金収益	寄附金収益
施設費収益	施設費収益	施設費収益	施設費収益
財源措置予定額収	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益

益			
資産見返負債戻入	資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入
	資産見返運営費交付金等戻入	資産見返運営費交付金等戻入	資産見返運営費交付金戻入
			資産見返授業料戻入
	資産見返寄附金戻入	資産見返寄附金等戻入	資産見返寄附金等戻入
	資産見返補助金戻入	資産見返補助金等戻入	資産見返補助金等戻入
		資産見返施設費等戻入	資産見返施設費等戻入
財務収益	受取利息	受取利息	受取利息
	有価証券利息	有価証券利息	有価証券利息
	有価証券売却益	有価証券運用益	有価証券運用益
	為替差益	為替差益	為替差益
	その他の財務収益	その他財務収益	その他財務収益
雑益	財産貸付料収益	財産貸付料収入	職員宿舍料収入
			留学生宿舍料収入
			産学施設貸付収入
			産学設備貸付収入
			その他の財産貸付料収入
	証明書等発行手数料収益	証明書等発行手数料収益	証明書等発行手数料収益
	物品受贈益	物品受贈益	物品受贈益
	債権受贈益	債権受贈益	債権受贈益
	間接経費収入	科学研究費補助金間接経費	科学研究費補助金間接経費
		受託研究等間接費	受託研究等間接費
		奨励寄附金等間接費	奨励寄附金等間接費
		その他の間接経費	その他の間接経費
	その他の雑益	その他雑益	著作権及び特許権等収入
			弁償及び違約金
			農産物等売却収入
			文献複写収入
			入試センター試験収入
			不要物品処分収入
			現金過不足
			その他雑益
補助金等収益	補助金等収益	補助金等収益	補助金等収益
臨時損失	固定資産売却損	固定資産売却損	土地売却損
			建物売却損
			建物附属設備売却損
			構築物売却損
			機械装置売却損
			工具器具備品売却損
			図書売却損
			美術品・収蔵品売却損
			車両運搬具売却損
			その他固定資産売却損
	固定資産除却損	固定資産除却損	建物除却損
			建物附属設備除却損
			構築物除却損
			機械装置除却損
			工具器具備品除却損
			図書除却損
			美術品・収蔵品除却損

			車両運搬具除却損
			その他固定資産除却損
	減損損失	減損損失	建物減損損失
			建物附属設備減損損失
			構築物減損損失
			機械装置減損損失
			工具器具備品減損損失
			図書減損損失
			美術品・収蔵品減損損失
			車両運搬具減損損失
			その他固定資産減損損失
	災害損失	災害損失	災害損失
	投資有価証券売却損	投資有価証券売却損	投資有価証券売却損
	投資有価証券評価損	投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
		関係会社株式評価損	関係会社株式評価損
		その他関係会社有価証券評価損	その他関係会社有価証券評価損
		出資金評価損	出資金評価損
		保証債務損失引当金繰入額	保証債務損失引当金繰入額
	承継消耗品費	承継消耗品費	承継消耗品費
	その他の臨時損失	その他臨時損失	その他の臨時損失
臨時利益	固定資産売却益	固定資産売却益	土地売却益
			建物売却益
			建物附属設備売却益
			構築物売却益
			機械装置売却益
			工具器具備品売却益
			図書売却益
			美術品・収蔵品売却益
			車両運搬具売却益
			その他固定資産売却益
	物品受贈益	物品受贈益	物品受贈益
	徴収不納引当金戻入額	徴収不納引当金戻入額	徴収不納引当金戻入額
	貸倒引当金戻入額	貸倒引当金戻入額	貸倒引当金戻入額
	その他引当金戻入益	その他引当金戻入益	その他引当金戻入益
	資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入
	資産見返運営交付金等戻入	資産見返運営交付金等戻入	資産見返運営交付金戻入
			資産見返授業料戻入
	資産見返寄附金戻入	資産見返寄附金戻入	資産見返寄附金戻入
	資産見返補助金等戻入	資産見返補助金等戻入	資産見返補助金等戻入
	投資有価証券売却益	投資有価証券売却益	投資有価証券売却益
	その他臨時収益	その他の臨時収益	償却債権取立益
			その他臨時収益
当期純利益（当期純損失）	当期純利益（当期純損失）	当期純利益（当期純損失）	当期純利益（当期純損失）
目的積立金取崩額	目的積立金取崩額	目的積立金取崩額	目的積立金取崩額
当期総利益（当期総損失）	当期総利益（当期総損失）	当期総利益（当期総損失）	当期総利益（当期総損失）

様式第 1 号（第 6 条関係）

振替伝票

契約 番号	摘要	明 細	貸借 区分	勘定 科目	課税 区分	セグメント	相手 先コード	相手 先名	予算セ クタ	予算 科目	金額	支払 予定 日

様式第 2 号（第 1 4 条関係）

領 収 書

公立大学法人 滋賀県立大学

年 度	年 度					番 号						
納付義務者												
様												
金 額											円	
(内容)												
上記の金額を領収しました。年 月 日												
公立大学法人滋賀県立大学 出納責任者 印												
(現金取扱員 印)												
取扱部署												